



みずの通信

税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2020.6

まだまだですが、ちょっと光が差してきました。この光、消えてしまわないように、大切に
して、大きく差し込むようにしたいものです。

なお、労働保険の申告期限、8月31日まで延長されました。

文章は、5月21日付の情報によりますし、私見が入っています。

1 業績が大幅に下落しそうなので、役員報酬を減額したい。そして業績が回復したら、役員報酬をもとに戻したいが、税務上、問題ないか。

役員報酬は、定時株主総会の際に決定した金額を1年間続けることが大原則です。ただし大幅に業績が悪化した、または悪化が見込まれる場合は、減額改定することは認められています。しかしながら増額改定は認められていませんので、業績回復後、もとに戻すことはできません。もとに戻した金額は、全額、経費否認されます。

2 コロナウイルスの影響で、ほぼ休業状態となった。そのため役員報酬を減額したが、その後、休業状態から脱却できたので、役員報酬を元に戻したいが、税務上、問題ないか。

役員の職務執行状況が大幅に変化した場合は、役員報酬を改定することは認められています。例えば、役員が病気のため入院し、その後、回復して職務に復帰したような場合、入院期間中の役員報酬の減額、そして退院後もとに戻すことは税務上も認められています。それと同様に考えてよいのではないかと思います。1の設問とよく似た事例ですが、1の設問は業績悪化、2は役員としての仕事が一時的に激減したとの違いです。

3 在宅勤務の者に、少しプラスして支払いたい、給与となるか。

手当の増額であれば、給与となります。自宅を事務所として一部借り上げた対価等としてであれば不動産所得になります。そして借り上げ料が実費相当額（減価償却費を含む）であれば所得はないこととなりますし、利益があったとしても、給与以外の所得が20万円以下であれば、年末調整で完結する人は確定申告しなくてよいことになっています。同族はだめです。借上げスペースは住宅ローン控除に配慮してください。

4 コロナウイルスのなか頑張ってくれている人に、特別手当を払いたい。給与か。

基本的には危険手当であって、紛れもない給与です。しかしながら5/15日付でコロナにかかる見舞金について通達が出ました。読み方で色々解釈できますが、コロナに限る通達として読むと、広く解釈しても、次のようになると思います。

緊急事態宣言下、非常事態宣言下で、新型コロナウイルスに感染するのではないかとのストレスにより心的な障害を感じながら、命令により業務に従事した者に支給される一時金で、給与の代わりに支給されるものでないこと、公平性を保っていること、社会通念上妥当な金額であること、支給金額が証明できること等に該当する場合は、見舞金として処理してもよいと考えます。

5 休業協力金、持続化給付金は、経理上どうするか。

雑収入で処理します。事業用の通帳に振り込まれるようにしてください。

6 雇用調整助成金の収益計上時期はいつか。入金があったときか。

休業手当を支払った事業年度に計上することになっています。

8 雇用調整助成金とは、いくらもらえるのか。

「雇用保険対象者の前年度給与総額（労働保険の申告の際に記載した金額）」÷「雇用保険対象者の総所定労働日数」＝「前年度の1日当たりの平均労働単価」

「前年度の1日当たりの平均労働単価」×休業手当の支給割合（60%から100%）＝「雇用調整助成金の1日単価」

「雇用調整助成金の1日単価」×「休業した人の総休業日数」＝「雇用調整助成金の金額」

上記算式で分かるように、雇用調整助成金は、誰が休業しても1日単価は変わりません。それに対し、休業手当は、休業した人の前3か月の平均賃金に休業手当の率を掛けたものですから、休業した人によって、その金額は上下します。雇用調整助成金は休業手当と連動しません。なお、上限は、現在8,330円ですが、15,000円に増額される予定です。

9 持続化給付金の申請で注意することはなにか。

前年同月の売上と比べて売上が50%下落していることが必須要件ですが、その売上げは、個人の青色申告者は、青色申告決算書の2ページ目の各月の売上金額欄の金額を言い、法人は事業概況書に記載されている売上金額です。期の途中は入金主義で売上を計上し、決算で発生主義に整理仕訳する例が多いですが、青色申告決算書の月々の売上金額を修正することなくその金額を基に考えます。ですから今年の該当月の売上金額も同様の処理をした上の金額となります。入金主義であれば入金主義での売上金額となります。

10 専属外注先に発注する仕事がない。従業員と同様に休業補償の手当を支払いたいが税務上、問題ないか。

支払った理由が、「外注先が生活できなくなるので」だと寄附と認定される可能性が高いです。外注先に休業補償を支払う法的な義務はありませんし、役務の対価性もないからです。そのため、「後日、仕事の依頼が来た場合、最優先して仕事を行います。」との一筆を取ってもらえば、契約金としての対価性が生じますので、税務署とのトラブルは少なくなると思います。（本当の趣旨はここにあると思いますが。）

銀行にて。三密を避けるため、窓口の数を減らしても、来店するお年寄りの数は減らないので、ロビーは順番を待つお客で一杯。例年より大幅に待たされて、やっと窓口に行くと、「お客様、窓口は大変込み合っておりますし、ATMの方が早くできますので、そちらへお回りください。」と言う。そこで口論となり、顧客側はますます三密となる。

マイナンバーカードの暗証番号を忘れたので、役所の窓口へ。「新しい暗証番号をこのタブレットで入力してください。」そのタブレット、指紋が一杯ついている。



卯の花の匂う垣根に 時鳥早も来鳴きて

忍音もらす 夏は来ぬ （佐々木信綱）